

第60期 定時株主総会 招集ご通知

新型コロナウイルス感染症の対策に関するお知らせ

新型コロナウイルスの感染予防および拡散防止のため、株主様の安全を第一に考え、本年の株主総会の開催方針を以下のとおりといたしたく存じます。

- 感染リスクを避けるため、株主総会当日のご来場はお控えいただき、書面またはインターネット等により議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。
(書面またはインターネット等による議決権行使の詳細は、3頁にございます。)
- 感染による影響が大きいとされるご高齢や基礎疾患のある株主様、妊娠中の株主様は、特に慎重なご判断をお願い申し上げます。
- ご来場の株主様におかれましては、マスクを着用いただき、会場設置のアルコール消毒液の噴霧にご協力をお願い申し上げます。
- 株主総会に出席する取締役、および運営スタッフは、マスクを着用して対応させていただきます。
- 株主総会開催上の注意事項やお願い事項が発生した場合には、順次、当社ウェブサイトに掲載をさせていただく予定ですので、ご確認をお願い申し上げます。

日時

2022年5月25日(水曜日) 午前10時

(受付開始：午前9時15分)

(会場である「サントミュージゼ」は、午前9時に開場されます。それ以前は入館できませんのでご注意ください。)

場所

長野県上田市天神三丁目15番15号

サントミュージゼ(上田市交流文化芸術センター)

大ホール

(昨年と開催場所は同じですが、会場を大ホールに変更しておりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違えないようご注意ください。)

本年から、株主総会ご出席株主様へのお土産を取りやめさせていただきます。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

目次

招集ご通知

第60期定時株主総会招集ご通知	1
議決権行使等についてのご案内	3

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件	5
第2号議案 定款一部変更の件	6
第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)6名選任の件	8
第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件	12
第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件	16

招集通知提供書面

事業報告

1. 企業集団の現況	19
2. 会社の株式の状況	28
3. 新株予約権等の状況	28
4. 会社役員の状況	29
5. 会計監査人の状況	35
6. 「業務の適正を確保するための体制」及び「業務の適正を確保するための体制」の運用状況の概要	36

連結計算書類	42
--------	----

計算書類	45
------	----

監査報告	48
------	----

株式会社 竹内製作所

証券コード：6432

株主各位

証券コード 6432
2022年5月2日

長野県埴科郡坂城町大字上平205番地
株式会社 竹内製作所
代表取締役社長 竹内 敏也

第60期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第60期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、書面またはインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、3頁のご案内にしたがって、2022年5月24日（火曜日）午後5時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	2022年5月25日（水曜日）午前10時（受付開始：午前9時15分） （会場である「サントミュージゼ」は、午前9時に開場されます。それ以前は入館できませんのでご注意ください。）				
2 場 所	長野県上田市天神三丁目15番15号 サントミュージゼ（上田市交流文化芸術センター）大ホール （昨年と開催場所は同じですが、会場を大ホールに変更しておりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違えのないようご注意ください。）				
3 目的事項	<table border="0"> <tr> <td data-bbox="390 470 526 495">報告事項</td> <td data-bbox="526 470 1351 636"> 1. 第60期（2021年3月1日から2022年2月28日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第60期（2021年3月1日から2022年2月28日まで）計算書類の内容報告の件 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="390 636 526 662">決議事項</td> <td data-bbox="526 636 1351 810"> 第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件 </td> </tr> </table>	報告事項	1. 第60期（2021年3月1日から2022年2月28日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第60期（2021年3月1日から2022年2月28日まで）計算書類の内容報告の件	決議事項	第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
報告事項	1. 第60期（2021年3月1日から2022年2月28日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第60期（2021年3月1日から2022年2月28日まで）計算書類の内容報告の件				
決議事項	第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件				
4 議決権行使等についてのご案内	3頁に記載の【議決権行使等についてのご案内】をご参照ください。				

以上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、株主ではない代理人および同伴の方など、議決権を行使することができる株主以外の方はご入場いただけませんので、ご注意ください。
- 本定時株主総会招集ご通知に添付すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」および「計算書類の個別注記表」につきましては、法令および当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（※）に掲載しておりますので、本定時株主総会招集ご通知提供書面には記載しておりません。したがって、本定時株主総会招集ご通知提供書面は、会計監査人および監査等委員会が会計監査報告および監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類および計算書類の一部であります。
- 株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類の記載事項に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（※）に掲載させていただきます。
- 本定時株主総会招集ご通知の内容については、早期に情報を提供する観点から、本通知発送前に当社ウェブサイト（※）等に開示いたしました。

（※）当社ウェブサイト（アドレス <https://www.takeuchi-mfg.co.jp/>）



議決権行使等についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

当日ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。

株主総会開催日時

2022年5月25日（水曜日）
午前10時（受付開始：午前9時15分）



書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に各議案の賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2022年5月24日（火曜日）
午後5時到着分まで



インターネット等で議決権を行使される場合

次頁の案内にしたがって、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2022年5月24日（火曜日）
午後5時入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書
株式会社竹内製作所 御中
株主総会日 _____ 議決権の数 XX 股
_____ XX 股
××××年××月××日

議決権行使書	議決権の数

最寄り現在の所有株式数 XX 株
議決権の数 XX 股

1. _____
2. _____

ログイン用QRコード
ログインID XXXX-XXXX-XXXX-XXXX
パスワード XXXXX

株式会社竹内製作所

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1・2・5号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第3・4号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書はイメージです。

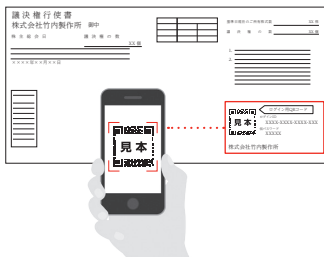
書面（郵送）およびインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

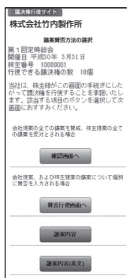
議決権行使書副票に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書副票（右側）に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。



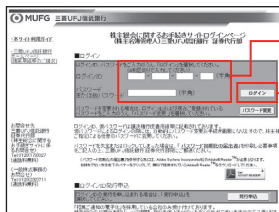
QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

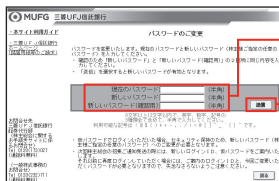
- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力クリック



「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 新しいパスワードを登録する



「新しいパスワード」を入力

「送信」をクリック

- 4 以降は、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン等の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 午前9時～午後9時)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

第1号議案

剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題の一つとして位置づけております。経営体質の強化ならびに今後の事業展開に備えるために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当の継続に努めることを基本方針としております。

このような方針のもと当事業年度の期末配当につきましては、以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

配当財産の種類

金銭といたします。

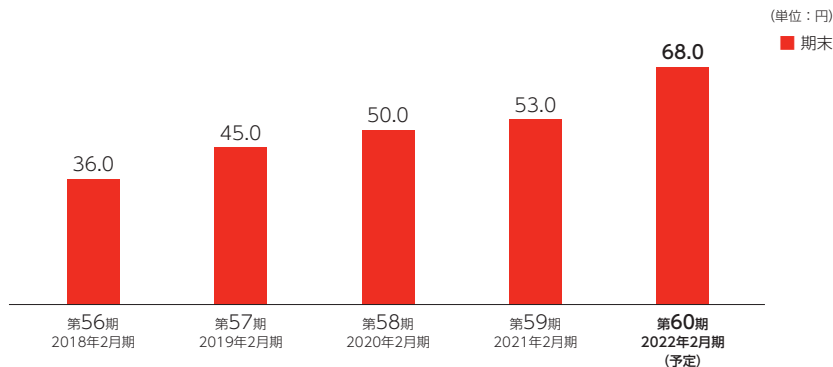
配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金68円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は**3,246,665,304円**となります。

剰余金の配当が効力を生じる日

2022年5月26日といたしたいと存じます。

(ご参考)
1株当たり
配当金の推移



第2号議案

定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第15条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示します。）

現行定款	変更案
<p><u>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u> <u>第15条</u> 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p>（削 除）</p>

現行定款	変更案
<p>(新 設)</p> <p>附則</p> <p>(新 設)</p>	<p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>2. 当社は、<u>電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>附則</p> <p><u>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</u></p> <p>3. 定款第15条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</p> <p>4. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</p> <p>5. 本附則3乃至5は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第3号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）6名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役6名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案については、指名諮問委員会への諮問を経て、監査等委員会において検討がなされましたが、特段指摘すべき事項はない旨の意見表明を受けております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位・担当	取締役会出席状況（*）
1 再任	たけうち あきお 竹内 明雄	代表取締役会長	16回/16回 (100%)
2 再任	たけうち としや 竹内 敏也	代表取締役社長 監査室、本社工場、戸倉工場、生産技術部担当	16回/16回 (100%)
3 再任	わたなべ たかひこ 渡辺 孝彦	取締役管理購買部長 品質部担当	16回/16回 (100%)
4 再任	クレイ ユーバンクス Clay Eubanks	取締役営業部長兼部品部長	16回/16回 (100%)
5 再任	こばやし おさむ 小林 修	取締役経営管理部長兼総務部長 情報システム部担当	16回/16回 (100%)
6 再任	よこやま ひろし 横山 浩	取締役開発部長	16回/16回 (100%)

*上記の取締役会回数のほか、会社法第370条および当社定款第27条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1 再任	たけうち あきお 竹内 明雄 (1933年11月3日生)	1963年 8月 当社設立、代表取締役社長 2019年 5月 当社代表取締役会長 (現任) (重要な兼職の状況) TAKEUCHI MFG. (U.S.) ,LTD.取締役会長 TAKEUCHI MFG. (U.K.) LTD.取締役社長 TAKEUCHI FRANCE S.A.S.取締役社長 竹内工程機械 (青島) 有限公司董事長 公益財団法人TAKEUCHI育英奨学会代表理事	0株

【取締役候補者とした理由】

竹内明雄氏は、1963年に当社を設立して以来、創業者として長らく当社を成長発展させてきた実績を有し、企業経営の長い経験と豊富な実績に基づいた優れた経営能力を有しております。これまでの豊富な経験と実績、知見を活かした経営の意思決定と監督の遂行を期待し、取締役候補者といいたしました。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
2 再任	たけうち としや 竹内 敏也 (1963年1月9日生)	1985年 4月 当社入社 2004年 5月 当社取締役村上工場長 2008年 5月 当社取締役副社長 2011年 5月 当社取締役副社長 製造、品質、調達部門統括 2014年 5月 当社取締役副社長 2016年 5月 当社取締役副社長 生産、開発、品質部門管掌 2017年 5月 当社取締役副社長 2018年 5月 当社取締役副社長 生産、品質、総務、経営管理、情報システム部門管掌 2019年 5月 当社代表取締役社長 監査室、営業部、本社工場、戸倉工場担当 2020年 5月 当社代表取締役社長 監査室、本社工場、戸倉工場担当 2021年 6月 当社代表取締役社長 監査室、本社工場、戸倉工場、生産技術部担当 (現任) (重要な兼職の状況) TAKEUCHI MFG. (U.S.) ,LTD.取締役 TAKEUCHI MFG. (U.K.) LTD.取締役 TAKEUCHI FRANCE S.A.S.取締役 竹内工程機械 (青島) 有限公司董事	2,655,703株

【取締役候補者とした理由】

竹内敏也氏は、生産部門を中心に製造および品質強化を主導してまいりました。2019年5月に代表取締役社長に就任後は、新型コロナウイルスの感染拡大など不透明な事業環境の中、強力なリーダーシップを発揮し、果敢に経営課題の解決に取り組み、成果をあげてまいりました。これらの経験と実績、知見を活かした経営の意思決定と監督の遂行を期待し、取締役候補者といいたしました。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
3 再任	わたなべ たかひこ 渡辺 孝彦 (1960年4月28日生)	2006年 4月 当社入社 2016年 5月 当社執行役員管理購買部長 2016年 6月 当社執行役員購買部長 2018年 5月 当社取締役購買部長 生産管理部管掌 2019年 5月 当社取締役購買部長 品質部、生産管理部担当 2021年 6月 当社取締役管理購買部長 品質部担当 (現任)	2,105株

【取締役候補者とした理由】

渡辺孝彦氏は、2006年に入社して以来、一貫して調達部門に所属し、適正な品質の部材を最適なコストで安定的に調達することに尽力し実績を残してきたことで、当社の業績向上に大きく貢献してまいりました。これらの経験と実績、知見を活かした経営の意思決定と監督の遂行を期待し、取締役候補者いたしました。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
4 再任	クレイ ユーバンクス Clay Eubanks (1964年11月16日生)	1984年 9月 TAKEUCHI MFG. (U.S.) ,LTD.入社 セントラルリージョンセールスマネージャー 2000年 1月 同社副社長ゼネラルマネージャー 2003年 1月 同社取締役社長 2018年 5月 当社常務執行役員 2019年 5月 当社取締役 グローバル営業推進担当 2020年 5月 当社取締役営業部長 部品部担当 2021年 5月 当社取締役営業部長兼部品部長 (現任) (重要な兼職の状況) TAKEUCHI MFG. (U.S.) ,LTD.取締役副会長	1,050株

【取締役候補者とした理由】

クレイ・ユーバンクス氏は、米国販売子会社の社長として、また2019年からは当社の販売部門の取締役として、市場開拓と販売拡大に大きく貢献してまいりました。これらの経験と実績、知見を活かした経営の意思決定と監督の遂行を期待し、また取締役会の国際性と多様性が図られることから、取締役候補者いたしました。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
5 再任	こばやし おさむ 小林 修 (1959年5月14日生)	2015年10月 当社入社、内部監査室長 2016年 6月 当社生産管理部長 2017年 5月 当社経営管理部長 2018年 5月 当社執行役員経営管理部長 2019年 5月 当社取締役経営管理部長 総務部、情報システム部担当 2021年 1月 当社取締役経営管理部長兼総務部長 情報システム部担当 (現任)	1,514株

【取締役候補者とした理由】

小林修氏は、前勤務先の上場会社で管理部門担当取締役としての業務経験を有し、2015年に入社後は内部監査室長、生産管理部長、経営管理部長および総務部長を歴任し、経営体制の整備面で大きく貢献しております。これらの経験と実績、知見を活かした経営の意思決定と監督の遂行を期待し、取締役候補者といたしました。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
6 再任	よこやま ひろし 横山 浩 (1962年1月17日生)	1985年 4月 当社入社 2016年 5月 当社開発部長 2018年 5月 当社執行役員開発部長 2020年 5月 当社取締役開発部長 (現任)	29,288株

【取締役候補者とした理由】

横山浩氏は、1985年に入社して以来、一貫して開発部門に所属し、現在は開発部長として、各種新製品開発プロジェクトを推進統括し、新製品をタイムリーに市場に送り出し続けることで、当社の業績拡大に大きく貢献してまいりました。これらの経験と実績、知見を活かした経営の意思決定と監督の遂行を期待し、取締役候補者といたしました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者竹内明雄氏の所有する当社株式の数は0株となっておりますが、同氏が所有していた当社株式の数2,702,100株を、2017年1月31日付で、同氏が代表理事を務める公益財団法人TAKEUCHI育英奨学会に寄付された旨の報告を受けております。
3. 各候補者の所有する当社株式の数は、役員持株会における持分を含んでおります。(1株未満切捨て表示)
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金および争訟費用の損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者であり、その保険料は全額当社が負担しております。本議案において各候補者の選任が承認可決された場合、各氏は引き続き被保険者となります。ただし、当該保険契約には、被保険者の犯罪行為に起因する損害賠償請求により生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。なお、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役3名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位・担当	取締役会 出席状況（*）	監査等委員会 出席状況
1 再任 社外 独立	くさま みのる 草間 稔	社外取締役 常勤監査等委員	16回/16回 (100%)	16回/16回 (100%)
2 再任 社外 独立	こばやし あきひこ 小林 明彦	社外取締役 監査等委員	16回/16回 (100%)	16回/16回 (100%)
3 再任 社外 独立	いわぶち みちお 岩淵 道男	社外取締役 監査等委員	16回/16回 (100%)	16回/16回 (100%)

*上記の取締役会回数のほか、会社法第370条および当社定款第27条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1 再任 社外 独立	くさま みのる 草間 稔 (1955年7月13日生)	1980年 4月 株式会社八十二銀行入行 2003年10月 同行茅野駅前支店長 2008年 3月 同行監査役室長 2012年 5月 当社常勤監査役 2016年 5月 当社社外取締役<常勤監査等委員>（現任）	2,055株

草間稔氏は、社外取締役候補者であります。

【監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】

草間稔氏は、永年勤務した銀行で培われた経験から、財務および会計に関する相当程度の知見を有しており、その豊富な実務経験を活かして今後も当社の経営の監査・監督をしていただくことおよび中立的な立場から、役員候補者の選定や役員報酬の決定について関与いただくことを期待し、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は、過去に会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。

同氏は現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。その就任期間は、本総会終結の時をもって6年となります。

【独立役員の届出について】

草間稔氏は、当社が定める「社外取締役の独立性判断基準」の要件、および東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件も満たしております。なお、同氏は当社の取引銀行である株式会社八十二銀行の業務執行者でありました。当社と八十二銀行の間では、過去3事業年度において借入金取引はなく、また、同氏は10年前に株式会社八十二銀行を退職していることから、社外取締役としての独立性は十分有していると判断しております。

当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、同氏の再任が承認された場合には、引き続き同氏を独立役員として届け出る予定です。

【監査等委員である社外取締役との責任限定契約】

当社は、草間稔氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、同氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
2	こばやし あきひこ 小林 明彦 (1959年11月29日生)	1986年 4月 弁護士登録(東京弁護士会) 片岡義広法律事務所入所 1990年 6月 片岡総合法律事務所パートナー(現任) 2007年 4月 中央大学法科大学院特任教授 2015年 5月 当社社外取締役 2016年 4月 中央大学法科大学院教授(現任) 2016年 5月 当社社外取締役<監査等委員>(現任) (重要な兼職の状況) 片岡総合法律事務所パートナー 中央大学法科大学院教授	954株

小林明彦氏は、社外取締役候補者であります。

【監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】

小林明彦氏は、弁護士としての豊富な経験と深い見識を有しており、法科大学院教授としても活躍しておられます。その知見を活かして今後も当社の経営の監査・監督をしていただくことおよび中立的な立場から、役員候補者の選定や役員報酬の決定について関与いただくことを期待し、社外取締役としての選任をお願いするものであります。なお、同氏は、過去に会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。

同氏は現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。その在任期間は本総会終結の時をもって7年(監査等委員会設置会社へ移行する以前の社外取締役1年を含む)となります。

【独立役員としての届出について】

小林明彦氏は、当社が定める「社外取締役の独立性判断基準」の要件、および東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件も満たしております。また、当社では、同氏および同氏が所属する組織・団体との取引はないことから社外取締役としての独立性を十分有していると判断しております。

当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、同氏の再任が承認された場合には、引き続き同氏を独立役員として届け出る予定です。

【監査等委員である社外取締役との責任限定契約】

当社は、小林明彦氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、同氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
3 再任 社外 独立	いわぶち みちお 岩 道 男 (1955年12月15日生)	<p>1979年10月 クーパース・アンド・ライブランド (のち 監査法人中央会計事務所) 入社</p> <p>1983年 8月 公認会計士登録</p> <p>1984年 9月 監査法人中央会計事務所 (のち 中央新光監査法人) 入社</p> <p>1992年 8月 中央新光監査法人 (のち みずび監査法人) 社員就任</p> <p>2007年 7月 新日本監査法人 (現EY新日本有限責任監査法人) 代表社員就任</p> <p>2017年 7月 岩渕道男公認会計士事務所代表 (現任)</p> <p>2018年 5月 当社社外取締役<監査等委員> (現任)</p> <p>2018年 6月 学校法人松商学園常務理事 (現任)</p> <p>株式会社R&Cホールディングス社外監査役 (現任)</p> <p>2020年 6月 キッセイ薬品工業株式会社社外監査役 (現任)</p> <p>(重要な兼職の状況)</p> <p>学校法人松商学園常務理事</p> <p>株式会社R&Cホールディングス社外監査役</p> <p>キッセイ薬品工業株式会社社外監査役</p> <p>岩渕道男公認会計士事務所代表</p>	605株

岩渕道男氏は、社外取締役候補者であります。

【監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】

岩渕道男氏は、公認会計士として財務および会計に関する専門的知識を有しており、その知見を活かして今後も当社の経営の監査・監督をしていただくことおよび中立的な立場から、役員候補者の選定や役員報酬の決定について関与いただくことを期待し、社外取締役の選任をお願いするものであります。なお、同氏は、過去に会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。

同氏は現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。その在任期間は本総会終結の時をもって4年となります。

【独立役員の届出について】

岩渕道男氏は、当社が定める「社外取締役の独立性判断基準」の要件、および東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件も満たしております。また、当社では、同氏および同氏が所属する組織・団体との取引はないことから社外取締役としての独立性を十分有していると判断しております。

当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、同氏の再任が承認された場合には、引き続き同氏を独立役員として届け出る予定です。

【監査等委員である社外取締役との責任限定契約】

当社は、岩渕道男氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、同氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。

(注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金および争訟費用の損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者であり、その保険料は全額当社が負担しております。本議案において各候補者の選任が承認可決された場合、各氏は引き続き被保険者となります。ただし、当該保険契約には、被保険者の犯罪行為に起因する損害賠償請求により生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。なお、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第5号議案

補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

	氏名(生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
社外 独立	うちやま よしたか 内山 義隆 (1965年8月7日生)	1994年 4月 弁護士登録(東京弁護士会) 片岡総合法律事務所入所 2004年 7月 内山義隆法律事務所代表(現任) 2013年 3月 中央債権回収株式会社社外取締役(現任) (重要な兼職の状況) 内山義隆法律事務所代表 中央債権回収株式会社社外取締役	0株

内山義隆氏は、補欠の社外取締役候補者であります。

【補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】

内山義隆氏は、弁護士としての豊富な経験を有し、企業法務を中心として民事・商事全般において精通しております。また、社外取締役としての経験があります。その知見を活かして当社の経営の監査・監督をしていただくことおよび中立的な立場から、役員候補者の選定や役員報酬の決定について関与いただくことを期待し、補欠の監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は、過去に社外取締役となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。

【独立役員の届出について】

内山義隆氏は、当社が定める「社外取締役の独立性判断基準」の要件、および東京証券取引所が定めるに基づく独立役員の要件も満たしております。なお、同氏は内山義隆法律事務所の代表であり、当社は同法律事務所との間に法律業務を委託する等の取引関係がありますが、当事業年度における取引額は50万円未満と少額であり、社外取締役としての独立性を十分有していると判断しております。

当社は、同氏の選任が承認されかつ同氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定です。

【監査等委員である取締役との責任限定契約】

内山義隆氏の選任が承認されかつ同氏が監査等委員である取締役に就任した場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。

(注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金および争訟費用の損害を当該保険契約により填補することとしております。内山義隆氏が監査等委員である取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、その保険料は全額当社が負担する予定であります。ただし、当該保険契約には、被保険者の犯罪行為に起因する損害賠償請求により生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。なお、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

<ご参考>取締役会の構成

以下の取締役会の構成は本株主総会における第3号議案、第4号議案が原案どおり、ご承認いただけた場合を前提に作成しております。

氏名	役職	社外	企業 経営・ 経営 戦略	研 究 開 発	営 業 ・ マ ー ケ テ ィ ン グ	製 造 ・ 調 達 ・ 品 質 管 理	法 務 ・ コ ン プ ラ イ ア ン ス	財 務 ・ 会 計	国 際 性 ・ 海 外 経 験
竹内 明雄	代表取締役会長		●	●	●	●			
竹内 敏也	代表取締役社長		●	●	●	●	●		●
渡辺 孝彦	取締役 管理購買部長					●			
Clay Eubanks	取締役 営業部長兼部品部長				●				●
小林 修	取締役 経営管理部長兼総務部長		●				●	●	
横山 浩	取締役 開発部長			●		●			
草間 稔	取締役 常勤監査等委員	●					●	●	
小林 明彦	取締役 監査等委員	●					●		
岩淵 道男	取締役 監査等委員	●					●	●	

※上記一覧表は、特に活躍を期待する分野を示しており、対象者の全ての知見を表すものではありません。

<ご参考>

株式会社竹内製作所 社外取締役の独立性判断基準

当社は、東京証券取引所が定める「独立性に関する判断基準」を踏まえ、以下のとおり、社外取締役の独立性判断基準を定め、社外取締役（その候補者を含む）が以下のいずれの項目にも該当しないと判断される場合に、十分な独立性を有しているものと判断する。

1. 現在または過去10年間のいずれかに、当社および当社の子会社の取締役（社外取締役は除く）、監査役（社外監査役は除く）、執行役員その他の使用人であった者
2. 現在または過去3年間のいずれかに、以下の(1)～(10)のいずれかに該当する者
 - (1) 当社を主要な取引先とする者（*1）またはその業務執行者
 - (2) 当社の主要な取引先（*2）またはその業務執行者
 - (3) 当社の主要な借入先（*3）またはその業務執行者
 - (4) 当社から役員報酬以外に多額の金銭（*4）その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家等
 - (5) 当社の会計監査人である監査法人に所属していた者
 - (6) 当社の主幹事証券の業務執行者
 - (7) 当社の主要株主（*5）またはその業務執行者
 - (8) 当社が主要株主（*5）である会社の業務執行者
 - (9) 当社から多額の寄付等（*6）を受ける者またはその業務執行者
 - (10) 当社との間で相互派遣している会社の業務執行者
3. 現在または過去1年間のいずれかに、次の（1）または（2）に該当する者の配偶者または2親等内の親族
 - (1) 当社および当社の子会社の取締役（社外取締役は除く）、監査役（社外監査役は除く）、執行役員またはその他の使用人
 - (2) 上記2（1）～(10)のいずれかに該当する者が重要な者（*7）である場合

*1：当社を主要な取引先とする者とは、過去3事業年度のいずれかの年度において、当社との取引額が当該取引先の売上高2%を超える者をいう

*2：当社の主要な取引先とは、過去3事業年度のいずれかの年度において、当社の当該取引先との取引額が当社の売上高の2%を超える者をいう

*3：当社の主要な借入先とは、過去3事業年度のいずれかの年度において、当社の当該借入先からの借入額が当社の総資産の2%を超える者をいう

*4：多額の金銭とは、過去3事業年度のいずれかの年度において、年間1,000万円を超える額をいう

*5：主要株主とは、議決権所有割合が10%以上の株主をいう

*6：多額の寄付等とは、過去3事業年度のいずれかにおいて、年間1,000万円を超える額をいう

*7：重要な者とは、業務執行取締役、執行役、執行役員および部長職以上の上級管理職にあたる使用人をいう

以上

事業報告 (2021年3月1日から2022年2月28日まで)

1 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当社グループの主力市場である米国及び欧州の当連結会計年度（2021年3月1日から2022年2月28日まで）の経済は、概ね以下のとおり推移しました。米国では、新型コロナウイルス対策として政府により実施された現金給付やワクチン接種の進展を背景として、個人消費が引き続き増加しました。住宅市場においては、ウッドショックや人手不足が住宅工事に影響を与えているものの、住宅需要そのものは力強さを維持しました。設備投資においても、規制措置の緩和や経済対策が追い風となり、堅調に推移しました。欧州では、ワクチン接種の進展と好調な企業業績を背景として、個人消費、設備投資ともに正常化に向かっておりましたが、オミクロン株の出現により経済活動の制限を余儀なくされた国では、個人消費を中心に景気回復に影を落としました。世界各国においては、感染者数のピークアウトや重症化率の低さを理由に行動制限の緩和に動き出すなど、不確実ながらも新型コロナウイルスとの共生に向けて多くの主要国が舵を切ろうとした矢先に、ロシアがウクライナに侵攻したことで世界情勢は一転し、先行き不透明感は再び深まりました。

このような環境下にあっても、欧米では水道管やガス管等の生活インフラの公共事業が引き続き活況で、特に米国では新築・増改築や庭整備等の住宅関連工事が各地で盛んに行われており、製品需要は好調に推移しました。また、当社グループは、2021年2月にはミニショベル「TB325R」を、2021年7月にはリチウムイオン電池式ミニショベル「TB20e」を市場投入するなど、より地球環境に優しい製品を加えた豊富なラインナップで積極的な販売活動を展開しました。この結果、ミニショベル、油圧ショベル及びクローラーローダーの当連結会計年度の販売台数は、新型コロナウイルスの影響で販売が後退した前連結会計年度に比べて、大きく増加しました。

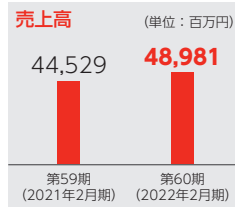
以上により、当連結会計年度の売上高は過去最高の1,408億9千2百万円（前連結会計年度比25.5%増）となり、利益面におきましても、各段階利益はそれぞれ過去最高となりました。製造コストの上昇及び運搬費の増加等の減益要因はあったものの、売上高の増加及び製品価格の値上げ等により、営業利益は177億6千4百万円（同34.5%増）となり、経常利益は180億8千万円（同36.0%増）となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は、税金費用を47億3千2百万円計上したため、133億4千8百万円（同36.7%増）となりました。

セグメント別の業績は次のとおりであります。なお、セグメント利益は営業利益ベースの数値であります。

日本

売上高
48,981百万円
(前連結会計年度比10.0%増)

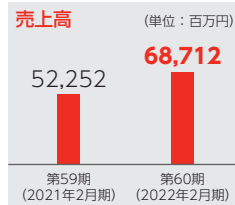
日本セグメントは、売上高のほとんどが欧州ディストリビューター向けの販売で占められております。新型コロナウイルスの影響で販売が後退した前連結会計年度に比べて、生活インフラ等の公共工事での需要を中心に、欧州ディストリビューター向けのミニショベル及び油圧ショベルの販売台数は大きく増加し、売上高は489億8千1百万円（前連結会計年度比10.0%増）となりました。セグメント利益は、製造コストの上昇及び運搬費の増加等の減益要因はあったものの、売上高の増加及び製品販売価格を引き上げたこと等により、124億4千9百万円（同57.0%増）となりました。



米国

売上高
68,712百万円
(前連結会計年度比31.5%増)

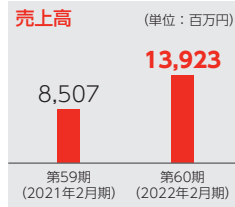
生活インフラ等の公共工事での製品需要の回復のほか、米国各所で新築、増改築、庭整備といった住宅関連工事が盛んに行われており、コロナ禍の長期化による郊外での住宅需要の高まりと合わせて、好調な販売状況が続いております。港湾での物流混雑と陸上でのトラック不足の影響を受け続けたものの、新型コロナウイルスの影響で販売が後退した前連結会計年度に比べて、米国でのミニショベル、油圧ショベル及びクローラーローダーの販売台数は大きく増加し、売上高は687億1千2百万円（前連結会計年度比31.5%増）となりました。セグメント利益は、売上高の増加及び製品販売価格の値上げ等により、63億4千5百万円（同40.2%増）となりました。



英国

売上高
13,923百万円
(前連結会計年度比63.7%増)

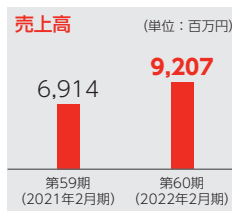
新型コロナウイルスの影響で販売が後退した前連結会計年度に比べて、生活インフラ等の公共工事での需要を中心に、英国でのミニショベル及び油圧ショベルの販売台数は大きく増加しました。円安による追い風もあり、売上高は139億2千3百万円（前連結会計年度比63.7%増）となりました。セグメント利益は、売上高の増加及び製品販売価格の値上げ等により、12億5千6百万円（同91.3%増）となりました。



フランス

売上高
9,207百万円
(前連結会計年度比33.2%増)

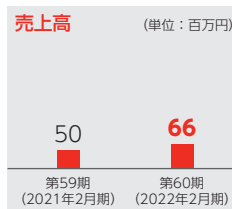
新型コロナウイルスの影響で販売が後退した前連結会計年度に比べて、生活インフラ等の公共工事での需要を中心に、フランスでのミニショベル及び油圧ショベルの販売台数は大きく増加しました。円安による追い風もあり、売上高は92億7百万円（前連結会計年度比33.2%増）となりました。セグメント利益は、売上高の増加及び製品販売価格の値上げ等により、6億2千3百万円（同41.3%増）となりました。



中国

売上高
66百万円
(前連結会計年度比31.2%増)

日本セグメントでの建設機械の増産により、日本セグメント向けの部品販売が増加しました。この結果、売上高は6千6百万円（前連結会計年度比31.2%増）となりセグメント利益は8千5百万円（前連結会計年度は2億1千万円のセグメント損失）となりました。



② 設備投資の状況

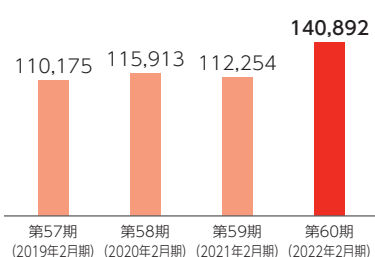
当連結会計年度における企業集団の設備投資の総額は、44億2千万円であり、主なものは日本において、生産能力の増強を図るための工場の新設に30億5千4百万円及びその土地の取得に4億9千7百万円であります。

③ 資金調達の状況

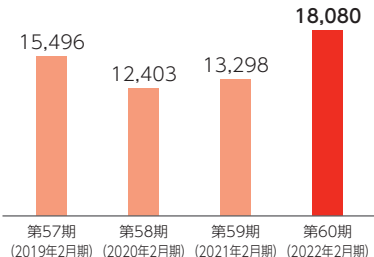
該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

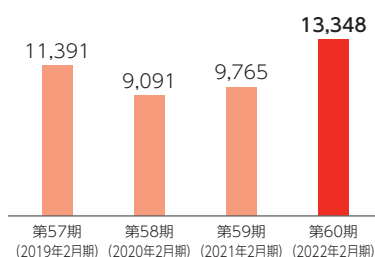
売上高 (単位：百万円)



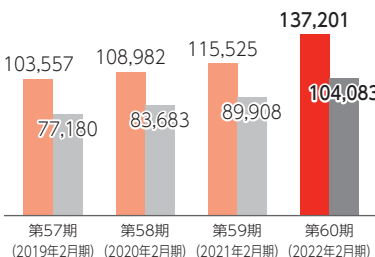
経常利益 (単位：百万円)



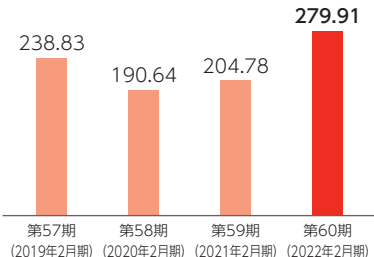
親会社株主に帰属する当期純利益 (単位：百万円)



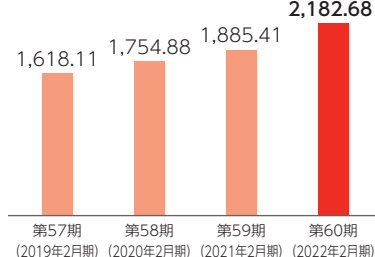
総資産/純資産 (単位：百万円)



1株当たり当期純利益 (単位：円)



1株当たり純資産額 (単位：円)



		第57期 (2019年2月期)	第58期 (2020年2月期)	第59期 (2021年2月期)	第60期 (当連結会計年度) (2022年2月期)
売上高	(百万円)	110,175	115,913	112,254	140,892
経常利益	(百万円)	15,496	12,403	13,298	18,080
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	11,391	9,091	9,765	13,348
1株当たり当期純利益	(円)	238.83	190.64	204.78	279.91
総資産	(百万円)	103,557	108,982	115,525	137,201
純資産	(百万円)	77,180	83,683	89,908	104,083
1株当たり純資産額	(円)	1,618.11	1,754.88	1,885.41	2,182.68

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
2. 役員報酬BIP信託が保有する当社株式を、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。
3. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を第58期の期首から適用しており、第57期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

(3) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率 (%)	主要な事業内容
TAKEUCHI MFG. (U.S.) ,LTD.	3,177千米ドル	100.0	建設機械の販売
TAKEUCHI MFG. (U.K.) LTD.	2,211千英ポンド	100.0	建設機械の販売
TAKEUCHI FRANCE S.A.S.	2,280千ユーロ	100.0	建設機械の販売
竹内工程機械（青島）有限公司	16,000千米ドル	100.0	建設機械の製造・販売

(4) 対処すべき課題

当社グループでは3年間（2023年2月期～2025年2月期）の第三次中期経営計画を策定し、以下の課題に取り組んでまいります。

① 人的資本への投資

「人財こそが企業力の源泉」「人への分配はコストではなく未来への投資」との基本認識のもと、従業員一人ひとりの力を最大限に引き出し、活躍の場を創るための施策を強力に推し進めます。従業員が意欲的に活躍するための人事・給与制度の構築、教育研修の強化、健康経営の実践、ワークライフバランスの向上等に取り組むことにより、従業員のモチベーション向上、優秀な人財の獲得、さらには企業としての競争力の向上につなげてまいります。

② 製品開発のスピードアップ

- イ) パワフル、耐久性、操作性、快適性といった当社製品の強みを発展させつつ、電池式建設機械のラインナップ拡充に向け、製品開発を加速いたします。
- ロ) 各国の建設工事現場では人手不足が進んでおり、建設機械のオペレーターの人手不足、さらには技量不足が問題視されています。そこで当社では、一定の作業を機械が自動的に行う開発に取り組んでおり、その製品化を推し進めてまいります。
- ハ) 電動化や自動化に向けた先進技術の研究開発にあたっては、他社連携、産学連携を視野に入れ、取り組んでまいります。

③ 生産能力の増強

イ) 衣食住の「住」に深く関わり、社会インフラを支えるエッセンシャル事業に必要な当社製品の需要は、今後も安定拡大が見込めると考えており、日本国内と米国に新工場を立ち上げ、生産能力の強化を図ります。

2022年2月期を100%とした2025年2月期の生産能力

機種	生産能力	増加要因
ミニショベル・油圧ショベル	150%	青木工場（2023年8月稼働開始予定）
クローラーローダー	140%	米国工場（2022年内稼働開始予定）
合計	148%	

ロ) 省力化設備や自動化設備、ITを生産現場に取り入れることにより、より安全で効率的な工場であると同時に、多様な人材が活躍し、働きやすい工場を目指します。

④ 販売網の拡充とアフターパーツの拡販

イ) 生産能力の増強に呼応して、主要市場の欧米を中心とした販売網の拡充に取り組み、連結売上高2,400億円の達成にチャレンジいたします。

ロ) 米国子会社及び欧州パーツセンターを起点としたアフターパーツの拡販により、より安定的な収益基盤の確立を目指します。

⑤ サステナビリティ経営の推進

当社グループは、国連サミットで採択された“持続可能な開発目標（SDGs）”を念頭に、地球に優しく豊かな社会の実現に貢献したいと考えております。目指すべき持続可能な社会の実現に向け、以下の7項目の目標を設定し、主に以下の施策に取り組んでまいります。

何を	いつまでに	どうするか
1. 製品からのCO2排出量	2030年度（2010年度比）	30%削減
2. 工場からのCO2排出量	2030年度（2015年度比）	50%削減
3. 1日以上休業を要する労働災害	毎年度	ゼロ件
4. 1人あたりの研修時間	毎年度	開示
5. 育児休業の取得率（男女別）	毎年度	開示
6. CSR調達方針の同意書回収率	毎年度	95%以上
7. 女性取締役（※）	2023年度	1名選任
女性管理職比率	2030年度	男女同率
子会社の管理職のローカル比率	毎年度	開示

※女性取締役の選任について、2024年度としていた目標期限を2023年度に変更しました。

イ) 住み続けられるまちづくりを（SDGsの目標11）

当社グループの事業領域そのものであり、より安全で、より効率的で、よりクリーンな建設機械の開発、製造、販売を通じて、目標達成に貢献してまいります。

ロ) 気候変動に具体的な対策を（SDGsの目標13）

地球温暖化が事業にもたらすリスクと機会を評価し、シナリオ分析を通じた長期的な経営戦略の策定が急務と認識しております。TCFD提言に即した活動推進に努めるとともに、TCFDが推奨する情報開示に向けて取り組んでまいります。

ハ) 働きがいも経済成長も（SDGsの目標8）

安全で健康的な職場環境の維持・向上に努めるとともに、従業員が意欲的に活躍するための制度改革を推進します。また、サプライチェーン全体で人権尊重に取り組み、国際的な社会問題となっている児童労働や強制労働等の不当な労働慣行は、断固として認めません。

二) ジェンダー平等を実現しよう（SDGsの目標5）

取締役や管理職、あるいは一般職の従業員に至るまで、女性の割合が低いと、男女比のバランスを中長期で是正してまいります。ジェンダーや国際性の面を含む多様な人財登用を推進します。

なお、第三次中期経営計画の最終年度（2025年2月期）の数値目標を以下のとおり定めています。

		2022年2月期 実績	2025年2月期 数値目標
売上高		1,408億円	2,400億円
営業利益		177億円	240億円
1株当たり当期純利益		279.91円	377.00円
自己資本利益率（ROE）		13.8%	14.0%
為替レート	米ドル	111.72円	115.00円
	英ポンド	153.06円	152.00円
	ユーロ	130.57円	127.00円
	人民元	17.12円	18.00円

※2022年2月期の為替レートは、12ヶ月間の期中平均レートを表示しております。

※以下のCAPM算定式を基準として、当社は株主資本コストを8%と認識しております。

リスクフリーレート（1%）＋ベータ値（1.2）×マーケットリスクプレミアム（6%）

株主の皆様のご厚情に心より感謝申し上げますとともに、これからも皆様のご期待にお応えすべく努力してまいりますので、今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容 (2022年2月28日現在)

事業区分	主要製品
建設機械事業	ミニショベル・油圧ショベル・クローラーローダー等

(6) 主要な営業所及び工場 (2022年2月28日現在)

① 当社

本社	長野県埴科郡坂城町
工場	長野県埴科郡坂城町、長野県千曲市
営業所	東京都港区
パーツセンター	オランダヘルダーラント州

(注) 2021年3月付で、オランダにパーツセンターを開設いたしました。

② 子会社

TAKEUCHI MFG. (U.S.) ,LTD.	米国ジョージア州
TAKEUCHI MFG. (U.K.) LTD.	英国ランカシャー州
TAKEUCHI FRANCE S.A.S.	フランスバルドワーズ
竹内工程機械（青島）有限公司	中国山東省青島市

(7) 従業員の状況 (2022年2月28日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
917 (426) 名	11名増

(注) 従業員数は、就業人員であります。なお、臨時雇用者数（常用パート、パートタイマー、人材会社からの派遣社員、季節従業員を含みます。）は、年間の平均人数を（）外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
557 (386) 名	38名増	37.71歳	10.82年

(注) 従業員数は、就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であります。なお、臨時雇用者数（常用パート、パートタイマー、人材会社からの派遣社員、季節従業員を含みます。）は、年間の平均人数を（）外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2022年2月28日現在)

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社の株式の状況 (2022年2月28日現在)

- (1) 発行可能株式総数 138,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 48,999,000株
(自己株式1,253,922株を含む。)
- (3) 株主数 8,733名

(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	5,164	10.81
株式会社テイク	3,960	8.29
株式会社日本カストディ銀行	3,925	8.22
公益財団法人TAKEUCHI育英奨学会	2,702	5.65
竹内敏也	2,655	5.56
東京中小企業投資育成株式会社	1,803	3.77
竹内好敏	1,500	3.14
株式会社八十二銀行 (常任代理人 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)	1,440	3.01
SMBC日興証券株式会社	1,085	2.27
STATE STREET CLIENT OMNIBUS ACCOUNT OM44 (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	1,066	2.23

- (注) 1. 当社は、自己株式を1,253,922株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
 2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。
 3. 日本マスタートラスト信託銀行株式会社の持株数5,164千株には、「役員報酬BIP信託」が所有する当社株58千株が含まれておりますが、自己株式に含めておりません。

3 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

4 会社役員 の 状況

(1) 取締役の状況 (2022年2月28日現在)

会社における地位	氏名	担当	重要な兼職の状況
代表取締役会長	竹 内 明 雄		※TAKEUCHI MFG. (U.S.) ,LTD. 取締役会長 ※TAKEUCHI MFG. (U.K.) LTD. 取締役社長 ※TAKEUCHI FRANCE S.A.S. 取締役社長 ※竹内工程機械 (青島) 有限公司 董事長 公益財団法人TAKEUCHI育英奨学会 代表理事
代表取締役社長	竹 内 敏 也	監査室、本社工場、 戸倉工場、生産技術部 担当	※TAKEUCHI MFG. (U.S.) ,LTD. 取締役 ※TAKEUCHI MFG. (U.K.) LTD. 取締役 ※TAKEUCHI FRANCE S.A.S. 取締役 ※竹内工程機械 (青島) 有限公司 董事
取締役	渡 辺 孝 彦	管理購買部長 品質部担当	
取締役	Clay Eubanks	営業部長兼部品部長	※TAKEUCHI MFG. (U.S.) ,LTD. 取締役副会長
取締役	小 林 修	経営管理部長兼総務部長 情報システム部担当	
取締役	横 山 浩	開発部長	
取締役 (常勤監査等委員)	草 間 稔		
取締役 (監査等委員)	小 林 明 彦		片岡総合法律事務所パートナー 中央大学法科大学院教授
取締役 (監査等委員)	岩 淵 道 男		岩淵道男公認会計士事務所代表 学校法人松商学園常務理事 株式会社R & Cホールディングス社外監査役 キッセイ薬品工業株式会社社外監査役

- (注) 1. 取締役 (監査等委員) の草間稔、小林明彦及び岩淵道男の各氏は、社外取締役であります。
2. 当社は、監査等委員全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 取締役 (常勤監査等委員) 草間稔氏は、永年勤務した銀行で培われた経験から、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 取締役 (監査等委員) 岩淵道男氏は、公認会計士として財務及び会計に関する専門的知識を有しております。
5. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて、監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために草間稔氏を常勤の監査等委員として選定しております。
6. ※は、当社の100%子会社であり、当社と同一の事業を営んでおります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。

当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び当社子会社の役員及び執行役員であり、その保険料は全額当社が負担しております。

被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金及び争訟費用の損害を当該保険契約により填補することとしております。ただし、当該保険契約には、被保険者の犯罪行為に起因する損害賠償請求により生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

なお、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

(4) 取締役の報酬等

① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

イ) 基本方針

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、職責を踏まえた適正な水準とすることを目的として「固定報酬」及び「業績連動型株式報酬」により構成されます。監査等委員である取締役については、業務執行から独立した立場であるため、「固定報酬」のみで構成されます。取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する機関は、取締役会といたします。当社は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額又は算定方法の決定に関する手続の客観性及び透明性を確保すること等を目的として、取締役会で選任された取締役及び独立社外取締役全員で構成する任意の報酬諮問委員会を設置いたします。取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針は、報酬諮問委員会の答申を尊重したうえで、取締役会において決議いたします。

ロ) 個人別の固定報酬の額又はその算定方法の決定に関する方針

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の固定報酬は、月例とし、株主総会で決議された報酬額の範囲内で、役位、職務、在任年数、会社業績、従業員の給与水準等を総合的に勘案して決定いたします。

ハ) 個人別の固定報酬の額に関する決定方法及び委任に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の「固定報酬」の内容については、取締役会の決議により代表取締役社長（竹内 敏也）が委任を受け決定しております。委任を受けた代表取締役社長は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬額の内容について、取締役会で決定した方針に従い、株主総会で決議された報酬額の範囲内で決定する権限を有しております。取締役会は、代表取締役社長の当該権限が適切に行使されるよう独立社外取締役全員に、取締役会で選任された取締役を加えた報酬諮問委員会に諮問し答申を得るものとしております。代表取締役社長は、当該答申の内容を尊重し、その権限の範囲内で、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬額の内容について決定するものとしております。

代表取締役社長（竹内敏也）は、取締役会で選任された報酬諮問委員会のメンバーであり、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬額について独立社外取締役全員と十分に審議し、原案を作成しております。同氏は、職責上、当社の業績及び事業環境等を俯瞰し、各取締役の職務執行の状況を把握しており、同委員会において十分な審議を行える立場にあるため、同氏に個人別の報酬額の決定を一任しております。

二) 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容については、当社の業績及び事業環境等を俯瞰し、各取締役の職務執行の状況を把握している代表取締役社長（竹内 敏也）と社外取締役全員をメンバーとする報酬諮問委員会で審議しており、手続の客観性及び透明性が確保されているため、取締役会としては、個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

ホ) 監査等委員である取締役の報酬等に関する事項

監査等委員である取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する機関は、監査等委員会であり、株主総会で決議された報酬額の範囲内で、監査等委員の職務と責任を勘案し監査等委員である取締役の協議にて決定しております。

へ) 非金銭報酬等の内容及び当該非金銭報酬等の額若しくは数又はその算定方法の決定に関する方針
非金銭報酬等として、「業績連動型株式報酬」を採用しております。

「業績連動型株式報酬」については、取締役（監査等委員である取締役を除く。）を対象に、取締役の報酬と当社の株式価値との連動性を明確にし、中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意識を高めることを目的として、役員報酬BIP（Board Incentive Plan）信託（以下「BIP」信託という。）を導入しております。

なお、BIP信託とは、米国のパフォーマンス・シェア（Performance Share）制度及び譲渡制限付株式報酬（Restricted Stock）制度を参考にした役員インセンティブ・プランであり、連結営業利益率の目標達成度及び役位に応じて、取締役に当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭が、取締役の退任時に交付及び給付される株式報酬型の役員報酬です。

「業績連動型株式報酬」は、連結営業利益率の実績に応じて、33%から150%の範囲で報酬を決定しております。また、報酬は役位に応じて差を設けており、代表取締役社長を1.00として1.00から0.25の範囲で決定しております。

連結営業利益率を「業績連動型株式報酬」に係る指標として選択した理由は、連結営業利益率が本業によって得た売上高に対し、どの程度利益を得ることができたかを示す指標であり、経営効率性を評価するものとして適当と判断しているためであります。

なお、当事業年度の連結営業利益率は、12.6%となりました。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の固定報酬と業績連動型株式報酬の割合については、固定報酬を主としております。当事業年度の取締役（監査等委員である取締役を除く。）における固定報酬と業績連動型株式報酬の支給割合は、おおむね、16：1となっています。

② 当事業年度に係る報酬等の総額

区分	報酬等の額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)		対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動型 株式報酬	
		金銭報酬	非金銭報酬等	
取締役 (監査等委員を除く) (うち社外取締役)	232 (-)	218 (-)	14 (-)	6 (-)
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	27 (27)	27 (27)	- (-)	3 (3)
合 計 (うち社外役員)	260 (27)	246 (27)	14 (-)	9 (3)

- (注) 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 業績連動型株式報酬は、当事業年度に係る役員株式給付引当金繰入額であります。
4. 取締役の報酬限度額は、2020年5月28日開催の第58期定時株主総会において、取締役 (監査等委員である取締役を除く。) の報酬限度額を年額300百万円以内 (ただし、使用人分給与は含まない。) と決議いただいております (決議された時点において、その定めの対象とされていた取締役 (監査等委員である取締役を除く。) の員数は6名)。なお、別枠で、取締役 (監査等委員である取締役を除く。) について2016年5月27日開催の第54期定時株主総会において、業績連動型株式報酬額として3事業年度を対象として、合計100百万円以内と決議いただいております (決議された時点において、その定めの対象とされていた取締役 (監査等委員である取締役を除く。) の員数は5名)。また、2016年5月27日開催の第54期定時株主総会において、監査等委員である取締役の報酬限度額を年額30百万円以内と決議いただいております (決議された時点において、その定めの対象とされていた監査等委員である取締役の員数は3名)。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役（監査等委員）小林明彦氏は、片岡総合法律事務所パートナー及び中央大学法科大学院教授であります。当社と両兼職先との間に特別な関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）岩淵道男氏は、岩淵道男公認会計士事務所代表及び学校法人松商学園常務理事、株式会社R & Cホールディングス社外監査役、キッセイ薬品工業株式会社社外監査役であります。当社と各兼職先との間に特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び 社外取締役期待される役割に関して行った職務の概要
取締役（常勤監査等委員） 草間 稔	当事業年度に開催された取締役会16回のうち16回、監査等委員会16回のうち16回に出席いたしました。主に法令や定款の遵守に係る見地から発言し、取締役会及び監査等委員会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言・提言を行っております。また、監査等委員会や指名・報酬諮問委員会の審議において委員長を務めるなど、経営の監査・監督の主導的な役割を果たしました。
取締役（監査等委員） 小林 明彦	当事業年度に開催された取締役会16回のうち16回、監査等委員会16回のうち16回に出席いたしました。主に法律専門家としての法律等の専門の見地から発言し、取締役会及び監査等委員会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言・提言を行っております。また、監査等委員会において、監査等委員の職務の執行に関する事項について発言を行うとともに、指名・報酬諮問委員会において役員候補者の選定や役員報酬について発言を行うなど、経営の監査・監督の役割を果たしました。
取締役（監査等委員） 岩淵 道男	当事業年度に開催された取締役会16回のうち16回、監査等委員会16回のうち16回に出席いたしました。主に公認会計士としての財務及び会計に関する専門の見地から発言し、取締役会及び監査等委員会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言・提言を行っております。また、監査等委員会において、監査等委員の職務の執行に関する事項について発言を行うとともに、指名・報酬諮問委員会において役員候補者の選定や役員報酬について発言を行うなど、経営の監査・監督の役割を果たしました。

* 上記の取締役会回数のほか、会社法第370条及び当社定款第27条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

5 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

	支払額（百万円）
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	36
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	43

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）として、収益認識に関する会計基準適用についての助言業務及びTCFD（気候変動関連財務情報開示タスクフォース）対応アドバイザー業務について対価を支払っております。

(4) 連結子会社の監査

当社の以下の連結子会社につきましては、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有するものを含む。）の監査を受けております。

法人名
TAKEUCHI MFG. (U.S.) ,LTD.
TAKEUCHI MFG. (U.K.) LTD.
TAKEUCHI FRANCE S.A.S.
竹内工程機械（青島）有限公司

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

6 「業務の適正を確保するための体制」及び「業務の適正を確保するための体制」の運用状況の概要

(1) 「業務の適正を確保するための体制」についての決定内容の概要

当社における取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制（内部統制システム構築の基本方針）についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

（最終改定 2018年3月28日取締役会決議）

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ) 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合し、かつ社会的責任を果たすため、「企業理念」、「行動規範」を定め、取締役及び使用人に周知徹底する。
- ロ) コンプライアンス担当役員を選定し、「コンプライアンス規程」、「コンプライアンスマニュアル」を定めるとともに、使用人が法令・定款に違反する行為を発見した場合の報告体制として、「内部通報制度」を整備する。
- ハ) コンプライアンスに関する重要な事態が発生した場合には、取締役がコンプライアンス担当役員を通じて取締役会、監査等委員会（又は監査等委員）に報告する体制を整備する。
- ニ) コンプライアンス担当役員は、「コンプライアンス規程」に従い、各部門にコンプライアンス責任者その他必要な人員配置を行い、かつ「コンプライアンスマニュアル」の実施状況を管理・監督し、取締役及び使用人に対して適切な研修体制を整備する。
- ホ) 業務執行部門から独立した内部監査部門を設置し、コンプライアンスの状況を監査する。
- ヘ) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して毅然とした態度で臨み、同勢力からの不当要求には断固として拒絶する。また、同勢力対応部署を定め、同勢力との関係を遮断する体制を整備する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- イ) 取締役の職務執行に係る情報については、「文書管理規程」を定め、その保存媒体に応じて安全かつ検索性の高い状態で保存・管理する。
- ロ) 取締役は、いつでもこれらの文書等を閲覧できるものとする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ) 業務執行に係るリスクとして、以下のリスクを認識し、その把握と管理のための体制を整備する。
 - ・ 法務に関するリスク
 - ・ 財務報告に関するリスク
 - ・ 商品の品質に関するリスク
 - ・ 情報システムに関するリスク
 - ・ 災害・事故等に関するリスク
 - ・ その他事業活動に関するリスク
- ロ) 「リスク管理規程」を定め、個々のリスク毎にリスク管理担当役員を選定し、リスク管理担当役員は個別規程の制定などリスク管理体制を整備する。
- ハ) リスク管理に関する重要な事態が発生した場合には、リスク管理担当役員が取締役会、監査等委員会（又は監査等委員）に報告する体制を整備する。
- 二) リスクその他の重要情報の適時開示を果たすため、法令又は取引所適時開示規則に則り必要な情報開示を行う体制を整備する。
- ホ) 大規模な事故、災害、不祥事等が発生した場合には、代表取締役社長を本部長とし必要な人員で組織する対策本部を設置する等、危機対応のための規程、組織を整備する。
- ヘ) 内部監査部門は、リスク管理の状況も監査する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ) 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するため、月1回の定時取締役会及び適宜臨時取締役会を開催し、重要事項に関する迅速な意思決定を行う。取締役会の決定に基づく業務執行については、各業務執行担当者が「業務分掌・職務権限規程」に基づき業務執行を行う。
- ロ) 取締役会は中期経営計画及び年度計画を策定する。また、定期的に各業務執行部門より年度計画に対する進捗状況及び以後の対応を報告させる。

⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- イ) 子会社における業務の適正を確保するため、当社が定めた「企業理念」、「行動規範」を、子会社の取締役及び使用人に周知徹底する。
- ロ) 「関係会社管理規程」を定め、子会社の取締役の職務の執行のうち重要な事項については当社が決裁を行い、職務の執行状況は定期的に当社へ報告させる体制を整備する。
- ハ) 当社の内部監査部門は、リスク管理状況を含めた子会社の内部監査を実施し、取締役会に監査結果を報告する。

二) 子会社においても「内部通報制度」を整備するとともに、コンプライアンスに関する重要な事態が発生した場合には、取締役がコンプライアンス担当役員を通じて取締役会、監査等委員会（又は監査等委員）に報告する体制を整備する。

⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項、当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

イ) 監査等委員会が求めた場合は、監査等委員会の職務を補助すべき使用人を配置する。

ロ) 当該使用人の任命、異動、評価、懲戒については、監査等委員会の事前の同意を必要とする。

ハ) 当該使用人は、監査等委員会（又は監査等委員）の指揮命令下で職務を遂行する。

⑦ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会（又は監査等委員）に報告するための体制

イ) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、以下に定める事項について、速やかに監査等委員会（又は監査等委員）に対し報告を行う。

- ・ 当社及び子会社等に著しい損害を及ぼす恐れがある事実
- ・ 取締役・使用人による不正行為又は法令・定款違反行為の事実
- ・ 内部通報制度の通報の内容
- ・ その他監査等委員会で定めた事項

ロ) 監査等委員は重要な会議に出席するとともに、業務執行に係る重要な文書を閲覧し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人に報告を求めることができる。

⑧ 子会社の取締役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会（又は監査等委員）に報告するための体制

イ) 子会社の取締役及び使用人は、監査等委員会（又は監査等委員）から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。

ロ) 子会社の取締役及び使用人は、法令等の違反行為、当社及び子会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実については、これを発見次第直に当社の子会社を管理する部門へ報告し、報告を受けた子会社を管理する部門は直に監査等委員会（又は監査等委員）へ報告する。

⑩ 監査等委員会（又は監査等委員）へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

使用人が監査等委員会（又は監査等委員）への報告又は内部通報窓口への通報により、人事評価において不利な取扱いを受けることがなく、また懲戒その他の不利益処分の対象となることがないことを内部通報に関する規程に定める。

⑩ 監査等委員の職務の執行について生じる費用の前払い又は償還の手続き、その他の当該職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員がその職務の執行について、当社に対して費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が監査等委員の職務の執行に必要なでないことが明らかである場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

⑪ その他監査等委員会（又は監査等委員）の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- イ) 監査等委員会の過半数は社外取締役とし、客観性の高い監査を実施する体制を整備する。
- ロ) 監査等委員会（又は監査等委員）は、内部監査部門と緊密な連携を保つとともに、必要に応じて内部監査部門に調査を求める。
- ハ) 監査等委員会（又は監査等委員）は、会計監査人と定期的に会合を持ち、意見・情報交換を行うとともに、必要に応じて会計監査人に報告を求める。

⑫ 財務報告の信頼性を確保するための体制

- イ) 財務報告の信頼性を確保するため、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に従った内部統制システムを構築する。
- ロ) 上記の内部統制システムが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行う。
- ハ) 金融商品取引法及び関係法令に基づく内部統制報告書の適正な提出を行う。

(2) 「業務の適正を確保するための体制」の運用状況の概要

当事業年度における「業務の適正を確保するための体制」の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

① 内部統制システムに関する内部監査の運用状況

- イ) 内部監査部門は年間の監査計画に基づいて「内部統制システム構築の基本方針」により整備された内部統制システムの有効性および効率性の監査をしました。当期は、子会社を含め15部門に対して監査を実施。また、監査で指摘事項が検証された際には是正・改善処置に関するフォローアップ監査を実施し、それらの結果を四半期毎に取締役会に報告しました。
- ロ) 内部監査部門は、財務報告の信頼性を確保するため、当社及び重要な子会社の内部統制システムの整備及び運用評価を継続的に行っております。また、その整備・運用に不備が存在し、是正・改善の必要があるときは、内部統制システムの整備・運用に責任を有する部署により速やかに是正措置を講じています。

② コンプライアンスに関する取組みの運用状況

- イ) 当社は、社是・企業理念・行動規範を記載した「私たちの約束」カードを全社員に配付し、この内容を良く理解して良識と責任ある行動をとり、企業の社会的責任を果たすよう徹底しております。
 - ロ) コンプライアンス意識の徹底を図るべく、入社時及びその他の社内研修でのコンプライアンス研修、コンプライアンス便りの発信（年12回）、理解度テスト（年4回）、フォロー研修（年3回）の実施等、啓蒙活動を行い法令及び社内規程を遵守し、倫理や良識ある行動をするための取組みを継続的に行っております。また、当期は外部講師による管理者向けハラスメント研修を実施しました。
 - ハ) 当社の業務に関連する法令については、外部の専門家等を活用することにより改正内容の把握に努め、社内規程等を必要に応じて整備しております。
- 二) 内部通報制度の社内窓口は総務部、社外窓口は外部弁護士事務所としており、全従業員に周知徹底するとともに、通報に関する事実確認後、速やかに対応しております。

③ リスクマネジメントに関する取組みの運用状況

- イ) 個々のリスク毎に選定されたリスク担当役員が、「リスク管理規程」に基づき、体制整備、未然防止等の各種施策を実行しております。また、企業活動を脅かす事象が発生した場合には、代表取締役を本部長とする対策本部を設置し、速やかに関係者の招集を図り、組織的・集中的かつ的確に対応し、被害の最小化を図る体制を整備しております。
- ロ) 地震・水害等の大規模災害に備えるため、BCP（事業継続計画）を策定し、緊急時連絡網システム及び災害時初動対応マニュアルを整備して、随時、訓練を実施しております。

④ 取締役の職務執行の運用状況

- イ) 取締役は当事業年度に取締役会を16回（ほか書面決議1回）開催し、経営方針の策定等、経営に関する重要事項を決定するとともに、中期経営計画の進捗確認、月次損益の検討、業務執行状況の監督を行いました。また、法令・定款等への適合性及び業務の適正等の観点から審議いたしました。
- ロ) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）は取締役会において、自己の職務の執行状況を四半期毎に報告しております。
- ハ) 取締役会全体の実効性の分析・評価を取締役全員がアンケートによる自己評価を実施し、そのアンケートの集計結果をもとに取締役会において分析・評価を行いました。その結果、取締役会全体の実効性は概ね確保されていると評価いたしました。

⑤ 監査等委員の職務執行の運用状況

監査等委員は当事業年度に監査等委員会を16回開催し、監査方針、監査計画を協議決定しました。また、取締役会その他の重要な会議に出席し、業務及び財産の状況の監査、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務執行の監査、法令・定款等の遵守について監査を行い、内部監査部門、会計監査人等との情報交換を随時行っております。

⑥ 当社グループ会社における業務の適正化

子会社の重要事項の決定については「関係会社管理規程」に従い、当社が事前承認を行い業務の適正を確保しております。また、子会社からの定期報告及び子会社とのWeb会議等を通じて、子会社の実態を把握しております。

(注) 本事業報告中に記載の金額は、表示単位未満の端数を切り捨てております。ただし、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額については、小数点以下第3位を四捨五入しております。

連結計算書類

連結貸借対照表

(単位：百万円)

科目	第60期 2022年2月28日現在
資産の部	
流動資産	116,705
現金及び預金	47,258
受取手形及び売掛金	25,737
商品及び製品	27,569
仕掛品	6,108
原材料及び貯蔵品	7,674
その他	3,435
貸倒引当金	△1,079
固定資産	20,496
有形固定資産	15,382
建物及び構築物	7,648
機械装置及び運搬具	1,546
工具、器具及び備品	480
土地	2,627
建設仮勘定	3,078
無形固定資産	682
投資その他の資産	4,430
投資有価証券	1,385
繰延税金資産	2,323
退職給付に係る資産	289
その他	454
貸倒引当金	△21
資産合計	137,201

科目	第60期 2022年2月28日現在
負債の部	
流動負債	32,537
買掛金	24,491
未払法人税等	2,862
賞与引当金	426
製品保証引当金	1,701
その他	3,055
固定負債	580
役員株式給付引当金	69
退職給付に係る負債	80
その他	430
負債合計	33,117
純資産の部	
株主資本	101,723
資本金	3,632
資本剰余金	3,631
利益剰余金	96,444
自己株式	△1,985
その他の包括利益累計額	2,360
その他有価証券評価差額金	△1
為替換算調整勘定	2,326
退職給付に係る調整累計額	34
純資産合計	104,083
負債純資産合計	137,201

連結損益計算書

(単位：百万円)

科目	第60期 2021年3月1日から 2022年2月28日まで
売上高	140,892
売上原価	110,563
売上総利益	30,328
販売費及び一般管理費	12,564
営業利益	17,764
営業外収益	332
受取利息	38
受取配当金	2
為替差益	178
その他	113
営業外費用	16
固定資産除却損	15
その他	0
経常利益	18,080
税金等調整前当期純利益	18,080
法人税、住民税及び事業税	5,288
法人税等調整額	△556
当期純利益	13,348
親会社株主に帰属する当期純利益	13,348

連結株主資本等変動計算書

第60期（2021年3月1日から2022年2月28日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2021年3月1日残高	3,632	3,631	85,626	△1,985	90,906
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△2,530		△2,530
親会社株主に帰属する当期純利益			13,348		13,348
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	－	－	10,817	△0	10,817
2022年2月28日残高	3,632	3,631	96,444	△1,985	101,723

	その他の包括利益累計額				純資産合計	
	その他有価証券 評価差額金	為替 調整	換算 勘定	退職給付に係る 調整累計額		その他の包括 利益累計額合計
2021年3月1日残高	△10	△994		6	△997	89,908
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						△2,530
親会社株主に帰属する当期純利益						13,348
自己株式の取得						△0
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	8	3,321		27	3,358	3,358
連結会計年度中の変動額合計	8	3,321		27	3,358	14,175
2022年2月28日残高	△1	2,326		34	2,360	104,083

計算書類

貸借対照表

(単位：百万円)

科目	第60期 2022年2月28日現在
資産の部	
流動資産	82,136
現金及び預金	32,043
受取手形	43
売掛金	23,517
商品及び製品	10,447
仕掛品	5,941
原材料及び貯蔵品	7,223
前払費用	112
未収消費税等	2,642
その他	165
貸倒引当金	△0
固定資産	22,454
有形固定資産	10,163
建物	3,550
構築物	576
機械及び装置	805
車輛及び運搬具	24
工具、器具及び備品	316
土地	1,812
建設仮勘定	3,076
無形固定資産	543
借地権	122
ソフトウェア	420
その他	1
投資その他の資産	11,747
投資有価証券	1,385
関係会社株式	7,397
関係会社出資金	432
関係会社長期貸付金	1,190
破産更生債権等	21
長期前払費用	224
前払年金費用	239
保険積立金	191
繰延税金資産	671
その他	17
貸倒引当金	△21
資産合計	104,590

科目	第60期 2022年2月28日現在
負債の部	
流動負債	28,235
買掛金	21,741
未払金	1,823
未払費用	160
未払法人税等	2,818
賞与引当金	426
製品保証引当金	788
その他	477
固定負債	425
役員株式給付引当金	69
資産除去債務	116
その他	238
負債合計	28,660
純資産の部	
株主資本	75,931
資本金	3,632
資本剰余金	3,631
資本準備金	3,631
利益剰余金	70,652
利益準備金	22
その他利益剰余金	70,630
特別償却準備金	179
別途積立金	18,060
繰越利益剰余金	52,390
自己株式	△1,985
評価・換算差額等	△1
その他有価証券評価差額金	△1
純資産合計	75,930
負債純資産合計	104,590

損益計算書

(単位：百万円)

科目	第60期 2021年3月1日から 2022年2月28日まで
売上高	122,753
売上原価	103,035
売上総利益	19,718
販売費及び一般管理費	8,699
営業利益	11,019
営業外収益	118
受取利息及び配当金	17
その他	101
営業外費用	32
固定資産除却損	15
為替差損	16
その他	0
経常利益	11,105
税引前当期純利益	11,105
法人税、住民税及び事業税	3,661
法人税等調整額	△420
当期純利益	7,864

株主資本等変動計算書

第60期（2021年3月1日から2022年2月28日まで）

（単位：百万円）

	株主資本							利益剰余金 合 計
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金			
		資本準備金	資本剰余金 合 計		その他利益剰余金			
				特別償却 準備金	別途積立金	繰越利益 剰余金		
2021年3月1日残高	3,632	3,631	3,631	22	359	18,060	46,877	65,318
事業年度中の変動額								
特別償却準備金の取崩 剰余金の配当					△179		179	－
当期純利益							△2,530	△2,530
自己株式の取得							7,864	7,864
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）								
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	△179	－	5,513	5,333
2022年2月28日残高	3,632	3,631	3,631	22	179	18,060	52,390	70,652

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額	評価・換算 差額等合計	
2021年3月1日残高	△1,985	70,598	△10	△10	70,587
事業年度中の変動額					
特別償却準備金の取崩 剰余金の配当		－			－
当期純利益		△2,530			△2,530
自己株式の取得		7,864			7,864
自己株式の取得	△0	△0			△0
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）			8	8	8
事業年度中の変動額合計	△0	5,333	8	8	5,342
2022年2月28日残高	△1,985	75,931	△1	△1	75,930

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年4月12日

株式会社竹内製作所
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
長野事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中安 正
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	下条修司

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社竹内製作所の2021年3月1日から2022年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社竹内製作所及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年4月12日

株式会社竹内製作所
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
長野事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 中安 正
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 下条修司

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社竹内製作所の2021年3月1日から2022年2月28日までの第60期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年3月1日から2022年2月28日までの第60期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、監査の方針、重点監査項目に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、会社の業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人である有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人である有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年4月19日

株式会社竹内製作所 監査等委員会

常勤監査等委員 **草間 稔** ㊞

監査等委員 **小林明彦** ㊞

監査等委員 **岩渕道男** ㊞

(注) 監査等委員草間稔、小林明彦及び岩渕道男は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

定時株主総会会場ご案内図

会場

サントミュージゼ（上田市交流文化芸術センター）大ホール

〒386-0025 長野県上田市天神三丁目15番15号

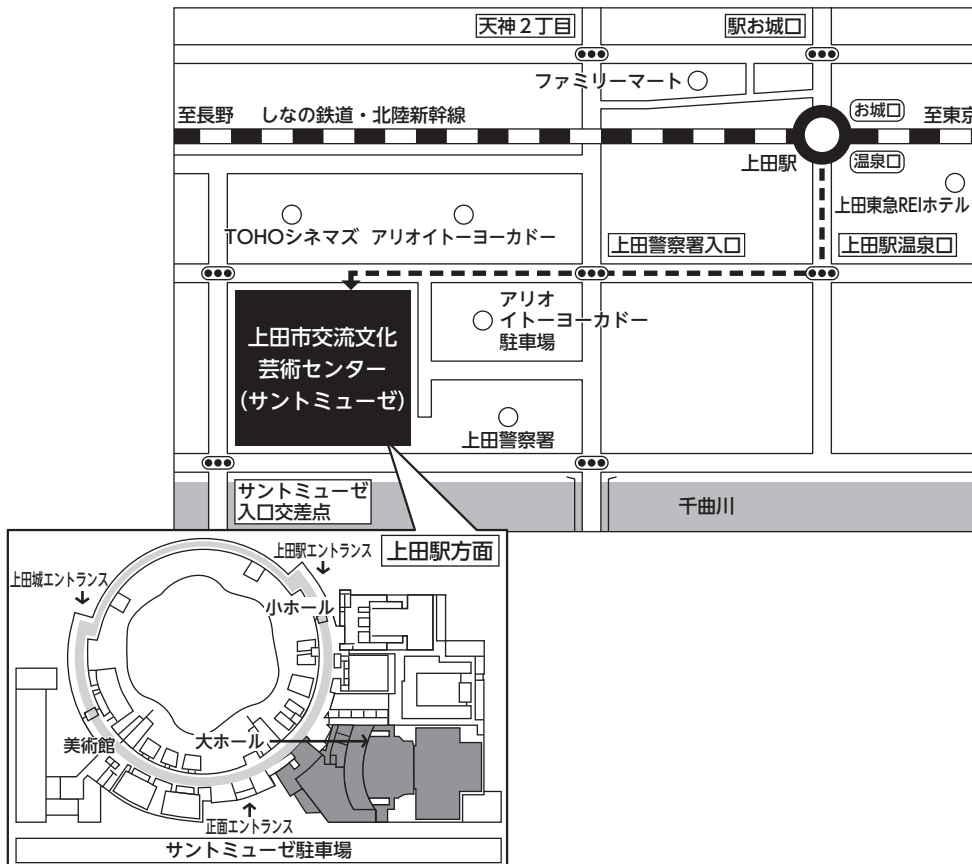
TEL：0268-27-2000 FAX：0268-27-2310

※昨年と開催場所は同じですが、会場を大ホールに変更しておりますので、お間違えのないようご注意ください。

電車の場合

北陸新幹線・しなの鉄道・上田電鉄別所線「上田駅」温泉口から徒歩約7分

徒歩でお越しの株主様は「上田駅エントランス」からご入場ください。



定時株主総会会場ご案内図

会場

サントミュージゼ（上田市交流文化芸術センター）大ホール

〒386-0025 長野県上田市天神三丁目15番15号

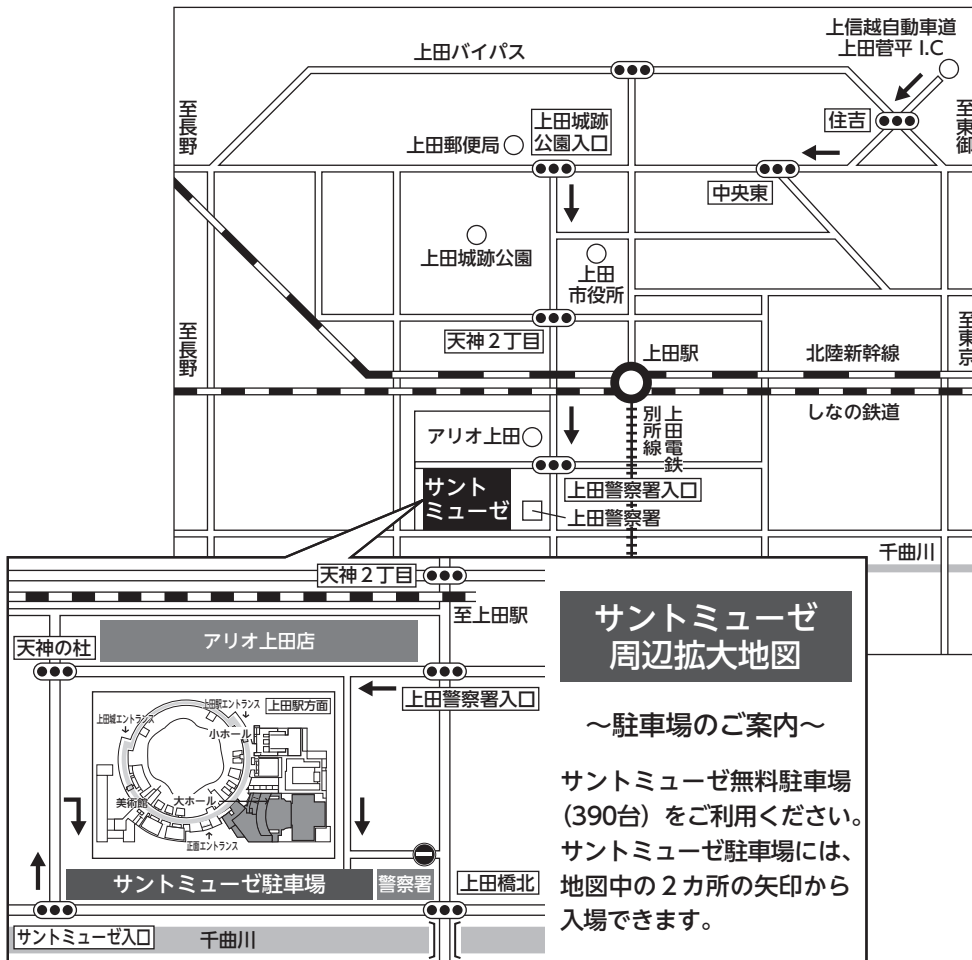
TEL：0268-27-2000 FAX：0268-27-2310

※昨年と開催場所は同じですが、会場を大ホールに変更しておりますので、お間違えのないようご注意ください。

お車の場合

上信越自動車道「上田菅平I.C」から約15分

駐車場ご利用の株主様は「正面エントランス」からご入場ください。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。